

総行マ第119号
令和5年9月25日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

行政書士への業務委託によるマイナンバーカードの申請サポート・代理
交付について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
政府としては、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでいるところですが、今般、市区町村と各都道府県行政書士会との契約により、カードの取得に支援が必要な方に対する申請サポート・代理交付によるカードの受取りを行政書士に業務委託できるようにする枠組み（別紙）について、日本行政書士会連合会と調整しましたのでお知らせします。

この業務委託について、事務手順の例は別添1のとおりです。当該委託料はマイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に定める補助対象経費となりますので、この枠組みにつきまして積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

また、日本行政書士会連合会から、別添2から別添4までのとおり、市区町村と各都道府県行政書士会との業務委託契約における業務仕様書や業務依頼書の様式等の提供を受けましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室 担 当：水谷、松田、荻原 電 話：03-5253-5366 メー ル：juki@soumu. go. jp
